

内部監査の実施状況について（令和6年3月31日現在）

奈良労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査事項	監査結果の概要	是正措置状況
総務課	令和5年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計組織及び機構に関する事項 ・ 給与簿に関する事項 ・ 支出負担行為及び支出に関する事項 ・ 現金出納に関する事項 ・ 契約に関する事項 ・ 物品管理に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の指摘なし。 	
監督署（4署） 安定所（5所）	令和5年10月26日～ 令和5年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与簿に関する事項 ・ 物品管理に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿に関して、表示漏れや誤表示があった。 ・ 在宅勤務を行わせた職員に対して、所定の勤怠管理が実施されていなかった。 ・ 休暇簿に関して、記載漏れがあった。 ・ 超過勤務実施時間報告と超過勤務命令簿との間に齟齬があった。 ・ 通勤手当認定簿に関して、記載漏れがあった。 ・ 重要物品に関して、所定の手続きを経ず廃棄されていた。また、物品管理官引き継ぎ書が作成されていなかった。 ・ ICカード利用簿の押印漏れがあった。 	<p>是正措置を実施。</p> <p>今後、事務処理手引きに基づき適正に処理することを徹底。</p> <p>物品関係の事務処理に関しては、別途事務連絡により適正処理を徹底。</p>
局内各課室 （総務課を除く）	令和5年10月20日～ 令和5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与簿に関する事項 ・ 物品管理に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿に関して、押印漏れ、表示漏れや誤表示があった。 ・ 休暇簿に関して、年休残日数の計算誤りや記載漏れがあった。また、休暇の取消し方法が適切でないものがあった。 ・ 超過勤務実施時間報告書の確認欄の記載漏れがあった。 	<p>是正措置を実施。</p> <p>今後、事務処理手引きに基づき適正に処理することを徹底。</p>